

令和2年7月17日

保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局子ども未来部
保育課長 土屋修二

7月20日以降の保育園の対応について

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

区では、7月1日以降、新型コロナウイルス感染症の感染予防に取り組みながら、保育園を通常どおり運営しております。

しかしながら、東京都は7月15日に、新型コロナウイルス感染症の感染状況に関して、「感染が拡大していると思われる」として最も高い警戒度へ引き上げました。こうした状況のなか、保育園へ登園することで感染の不安を感じている方がいらっしゃいます。

そのため、感染の不安を感じ、登園を控える方（家庭で保育する方）への対応としまして、6月22日にお知らせした保育園の対応について、下記のとおり変更いたします。

保育園は、密閉・密集・密接の3密を完全に防ぐことは難しい施設ですが、引き続き感染予防に取り組んでまいりますので、保護者のみなさまにはご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況や国・東京都の動向により、下記の対応に変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 保育料の取り扱いについて

7月20日以降の保育料については、欠席日数に応じて日割り計算を行い、月額保育料との差額を精算いたします。精算方法等はお通りの施設によって異なります。詳細につきましては、後日、お知らせいたします。

※上記の対応は一旦、8月31日までとします。

2 月に1日も登園がなかった場合の取り扱いについて

月に1日も登園がなくても、当面の間は退園といたしません。

3 令和2年4月以降の入所者の取り扱いについて

① 育児休業中の方の職場復帰期限を令和2年10月1日(木曜日)まで延長いたします。

※令和2年10月20日(火曜日)までに「職場復帰証明書」をご提出ください。

② 採用予定の方の採用期限については、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して採用が先延ばしになっている場合、令和2年9月30日(水曜日)まで延長いたします。

※令和2年10月20日(火曜日)までに「保育所等利用申請書」、「勤務証明書(令和2年9月30日(水曜日)までに採用されたもの)」をご提出ください。

4 登園にあたってのお願い

- ① 送迎時、保護者の方はマスクの着用をお願いいたします。また、児童にマスクを着用させて登園した場合でも、お昼寝や外遊びの際など、窒息や熱中症、脱水症状等のリスクが高まる場合には、マスクを外して保育します。
- ② 児童及び保護者の方は、必ず検温をしてください。発熱時(解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでを含む)の登園・送迎は自粛してください。
- ③ 混雑時間帯を避けた送迎に、可能な範囲でご協力ください。
- ④ 新たに保育園に入園される児童や転園される児童は、慣れ保育が必要です。保育園での生活に慣れるまで実際にお預かりする時間よりも短い時間での保育を行い、徐々に長くしていきます。詳しくは各保育園と相談してください。
- ⑤ 児童及びご家族が新型コロナウイルス感染症にり患・濃厚接触者と特定された場合は、保育園にご連絡ください。

【お問合せ先】

区立保育園に関すること	保育課保育運営係	03-3908-9127
私立保育園に関すること	保育課私立保育園係	03-3908-1333
入園や保育料に関すること	保育課入園相談係	03-3908-9129